

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員と希望者全員が正社員化を。

ゆれば、均等待遇。

なげんご差別。

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞー！

今年度の変更点 日本郵便では主に3つ、働き方に変化は？



郵政産業ユニオン
PIWO

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙「みらい」
NO. 4438
24年4月12日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

- 2024年度の日本郵便における主な変更点
- I、2024年物流問題に関連
・・・4月1日から適用
 - II、ゆうパックの配達希望時間帯
「20時-21時」の廃止・・・10月1日以降
 - III、郵便料金の改正・・・秋ごろの見直し

おはようございます。前号の続きで今年度の日本郵政グループの変更点です。既に適用されている項目もありますが、おさらいです。

今年度予定されている大きな変更点は次の3点です。

I、2024年物流問題と言われる「改善基準告示」改正に伴うもの

これには

1、ゆうパックおよび速達郵便物などのお届け日数の見直し

一部地域で引き受ける「ゆうパック」「速達郵便物」の配達時間を現行より半日程度後ろ倒し

長崎では、主に東海・首都圏との間での配達が後ろ倒しになります。

例) 都内引き受けのゆうパックが、従来の翌日夕方帯の配達にならず、翌々日の配達に。長中局を15時まで引き受けたいゆうパックは、翌日夕方・夜間帯に神奈川や東京23区内に配達されていましたが翌々日の配達になっていくようになります。

「改善基準告示」改正に伴い、1日当たりの拘束時間および連続運転時間の規定が変更となることに対応するため、1人運行を前提としてきた長距離運送便(トラック)を中継輸送などに切り替えるためとしています。

2、連続運転時間規制

連続運転4時間以内と規制。運転の中断時には原則として休憩を与える必要があります(1回おおよそ連続10分以上、合計30分以上)。

改善基準告示とは

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(厚生労働大臣告示)のことで、トラック等の自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため拘束時間の上限、休息期間について基準等が設けられています。脳・心臓疾患による労災支給決定件数において、運輸業・郵便業が全業種において最も支給決定件数の多い業種(令和3年度:59件(うち死亡の件数は22件))となるなど、依然として長時間・過重労働が課題となっています。

改善基準告示は、法定労働時間の段階的な短縮を踏まえて見直しが行われた平成9年以降、改正は行われていっていませんでしたが、令和4年に自動車運転者の健康確保等の観点により見直しが行われ、拘束時間の上限や休息期間等が改正されました(令和6年4月1日施行)。

4円、50グラム以下の定形郵便物は94円となつていますが、改正案ではこの重量区分が廃止されて料金が統一される形となつていきます。

また、第二種定形郵便物(通常はがき)に関しても現行の63円から85円に値上げ予定となつており、レターパックや速達なども値上げが検討されています。



3、勤務間インターバルの取得

勤務間インターバルとは、1日の休息時間を十分に確保するとの観点から勤務と勤務の間に一定の休息時間を確保するものです。継続11時間以上与えるよう努めることが基本とされ、日本郵便でも11時間以上取るようにされています。

ゆうパックの配達希望時間帯について「20時-21時」を廃止し、現在の7区分から6区分に変更されます。

配達を担当する社員などの業務負担軽減のためで10月1日以降、引き受けとなるゆうパックから適用されます。

II、ゆうパックの配達希望時間帯「20時-21時」の廃止



III、郵便料金の改正

2023年12月18日に総務省が発表した省令案では、25グラム以下、および50グラム以下の第一種定形郵便物(封書)の上限料金を110円に統一する方針が示されました。

現行制度では25グラム以下の定形郵便物は8

当面、変更点の中で郵便局の現場で影響するのは、集配では勤務間インターバルですかね。厳密に適用すると中勤・夜勤で終業時間が21時以降になった場合に、翌日が日勤勤務でも8時には勤務開始(就労)できないということなどがありません。これはゆうパック受託者にも適用されているみたいで「8時半」まで端末を起動させられなくて待っているという話も聞きます。しばらくは疑問に思うこともあると思います。支部にも相談してください。

